



平成22年11月1日

川崎市長 阿部孝夫様

川崎市環境審議会

会長 進士 五十人



今後の土壌汚染対策のあり方について（答申）

平成22年6月28日付け、22川環対第495号で諮問のありました「今後の土壌汚染対策のあり方について」、当審議会では、専門的な審議が必要と判断したことから、川崎市環境基本条例施行規則第14条の3に基づき「公害対策部会」に付議し、幅広い見地から審議を行った結果、別添のとおり結論を得ましたので答申します。

今後の土壌汚染対策のあり方について
(答申)

平成 22 年 11 月 1 日

川崎市環境審議会

目 次

1	はじめに	1
2	川崎市におけるこれまでの土壌汚染対策について	
(1)	これまでの経緯	2
(2)	土壌汚染対策の状況	3
3	法と条例について	
(1)	改正前の法	4
(2)	条例	6
(3)	法改正の背景と概要	8
4	土壌汚染対策に係る課題について	
(1)	条例及び法による指導の二元化	11
(2)	汚染の拡散防止対策が未対応の土地が発生	11
(3)	増加する土壌汚染情報	13
(4)	その他	13
5	今後の土壌汚染対策に係る基本的考え方について	
(1)	法と条例の適用関係の整理（指導の二元化の解消）	14
(2)	土壌汚染の管理による汚染の拡散防止	14
(3)	土壌汚染情報の適正管理、周辺環境への配慮の充実	14
(4)	搬出土壌の適正管理の充実	14
6	まとめ	15
7	資料	

1 はじめに

平成 22 年 6 月 28 日、市長から川崎市環境審議会に対し、「今後の土壤汚染対策のあり方について」諮問がなされ、専門的な審議を行う必要があることから、具体的な審議について、公害対策部会に付議した。

公害対策部会では、3 回にわたり議論し、平成 22 年 4 月に土壤汚染対策法が改正されたことにより発生した諸課題（法と条例の指導の二元化、土壤汚染の周辺への拡散防止対策）を中心に、様々な視点から審議を行った。

こうした審議を経て、このたび、今後の土壤汚染対策のあり方について、環境審議会として一応の結論を得たので、ここに答申する。

2 川崎市におけるこれまでの土壌汚染対策について

(1) これまでの経緯

これまでの主な土壌汚染対策の経緯は、表1に示すとおりである。

川崎市では、全国に先駆けて平成5年に「川崎市土壌汚染対策指導要綱」を策定し、指導を開始した。さらに、平成12年からは同要綱を廃止し、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」（以下「条例」という。）を施行するなど、土壌汚染の一層の改善に向けた取組を実施してきた。

また、平成15年2月からは、土壌汚染対策法（以下「法」という。）が施行されたことに伴い、従前の条例で実施してきた調査方法及び対象物質等が法と異なることから、平成16年6月に条例の一部を改正し、条例と法との整合性を図りつつ、それぞれの権限に基づいた土壌汚染対策に取り組んできた。

表1 これまでの土壌汚染対策の経緯

平成 3年 8月	「土壌汚染に係る環境基準」制定（公害対策基本法）
平成 5年 7月	「川崎市土壌汚染対策指導要綱」策定（要綱による指導を開始）
平成 5年11月	「環境基本法」施行（公害対策基本法廃止）
平成 6年11月	「重金属等に係る土壌汚染調査・対策指針及び有機塩素系化合物に係る土壌汚染・地下水汚染 調査・対策暫定指針」策定 (環境省通知)
平成 9年 3月	「地下水の水質汚濁に係る環境基準」制定（環境基本法）
平成11年12月	「ダイオキシン類の土壌環境基準」制定(ダイオキシン類対策特別措置法)
平成12年12月	「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」施行 （要綱を廃止、土壌汚染対策を条例に移行）
平成15年 2月	「土壌汚染対策法」施行
平成16年6月	「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」 の一部改正（平成15年の土壌汚染対策法の施行に伴う改正により法 対象を条例から除外した。）
平成22年 4月	「土壌汚染対策法」の一部改正 (法の対象範囲の拡大、区域の分類化など)

※太字が川崎市の施策

(2) 土壌汚染対策の状況

川崎市における過去5年間（平成16年度から20年度まで）の土壌汚染対策の状況は次のとおりである。

ア 条例

市は、条例の対象の案件について、表2に示すとおり土地の履歴調査や土壌調査、処理対策に関する559件の報告を受け、このうちの108件について土壌汚染が確認された。これらについては適切な対策の実施を指導しつつ、その調査結果を市のホームページ等で公表してきた。

イ 法

市は、法の対象の案件について表2に示すとおり、土壌調査、土地の形質変更等に関する101件の報告を受け、このうちの7件について土壌汚染が確認されたことから、指定区域として指定・公示し、適切な対策の実施を指導しつつ、市のホームページ等で公表してきた。

表2 法及び条例の報告件数及び汚染件数

項目	法	条例
報告	101	559
土壌調査結果	11	162
汚染	7	108

市の土壌汚染の件数は、図1に示すとおり、条例が94%、法が6%であり、条例が大半を占める。

全国における汚染件数は、図2に示すとおり、法及び条例・要綱で9%しかなく、自主調査が大半を占める。

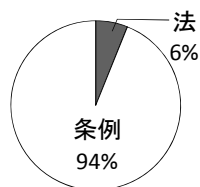


図1 川崎市における法対象と条例対象の汚染件数の割合

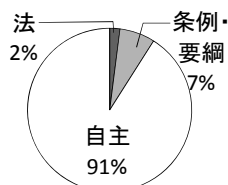


図2 全国における法対象と条例等対象の汚染件数の割合（参考）※1

※1 (社)土壌環境センターが実施したアンケート結果（平成19年度）「今後の土壌汚染対策の在り方について（答申）平成20年12月19日中央環境審議会」より

3 法と条例について

(1) 改正前の法

改正前の法の概要（体系）は、図3に示すとおりである。

法では、土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的としている。

土地所有者、管理者又は占有者は、有害物質使用特定施設の廃止時や、土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事（政令指定都市等の場合は市長に事務委任）が認める場合、土壌調査を実施しなければならない。

土壌調査の結果、汚染が判明した場合、都道府県知事は指定区域として指定しなければならない。さらに、土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがある場合は、都道府県知事は汚染の除去等の措置を命ずることができる。

土地所有者等は指定区域内の土地の形質変更をする場合、届出をしなければならない。

目的

土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。

制度

調査

- ・有害物質使用特定施設の使用の廃止時(法第3条)※
- ・土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県等が認めるとき(法第4条)

※法施行日(平成15年2月15日)前に有害物質使用特定施設が廃止された場合には、その工場又は事業場の敷地について調査義務は生じない。(法附則第3条)

土地所有者等(所有者、管理者又は占有者)が指定調査機関に調査を行わせ、その結果を都道府県等に報告

【土壤の汚染状態が指定基準に適合しない場合】

指定区域の指定

都道府県が当該土地を「指定区域」として指定、公示する(法第5条)とともに、指定区域台帳に記載して公衆に閲覧(法第6条)

指定区域の管理

①土地の形質変更の制限(法第9条)

- ・指定区域において土地の形質変更をしようとする者は、都道府県等に届出
- ・適切でない場合は、都道府県等が計画の変更を命令

②汚染の除去等の措置(法第7条)

土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると認めるときは、都道府県等が土地の所有者等又は汚染原因者に対し、汚染の除去等の措置の実施を命令※※

※※汚染原因者が不明等の場合、汚染の除去等の措置を実施する土地の所有者等に対し、その費用を助成するための基金を設置(法第22条)

汚染の除去が行われた場合には、指定区域の指定を解除(法第5条)

図3 改正前土壤汚染対策法の概要

(2) 条例

条例の概要（体系）は、図4に示すとおりである。

条例では、工場及び事業場において遵守すべき基準、事業活動及び日常生活における環境の保全のための措置その他環境の保全上の支障を防止するために必要な事項を定めることにより、事業活動等による公害の防止及び環境への負荷の低減を図り、もって現在及び将来の市民の健康を保護するとともに安全な生活環境を確保することを目的としている。

事業者又は土地所有者は、過去の土地の利用状況等から、特定有害物質等を取り扱ったおそれがある事業所の敷地又はその跡地について、事業所の移転若しくは廃止等、土地改変等の機会に土壤調査を実施するものとしている。

土壤調査の結果、汚染が判明した場合、市長はその結果を公表するものとしている。また、事業者又は土地所有者は、速やかに土壤汚染に関する基準の達成を目指して処理対策（原位置浄化、掘削除去等）を実施するものとしている。

処理対策を早期に実施することができない場合は、土壤汚染の周辺への拡散を防止するべく応急の対策を実施し、汚染を管理するものとしている。

目的

この条例は、工場及び事業場において遵守すべき基準、事業活動及び日常生活における環境の保全のための措置その他環境の保全上の支障を防止するために必要な事項を定めることにより、事業活動等による公害の防止及び環境への負荷の低減を図り、もって現在及び将来の市民の健康を保護するとともに、安全な生活環境を確保することを目的とする。

制度

調査

対象地

過去の土地の利用状況等からみて、特定有害物質等を取り扱ったおそれがある事業所(以下「事業所」という。)の敷地又はその跡地(第81条第1項)

契機

- 土地改変等の機会(第81条第1項)
- ◇事業所の移転若しくは廃止、事業所の敷地若しくはその跡地の再開発等又は土地所有者の変更を行う機会
 - ◇事業所の敷地内の建設工事等により当該事業所の敷地外に土壌を搬出する機会

事業者又は土地所有者は、表層土壌調査により汚染が確認又は土壌ガス調査で検出された場合、更にボーリング調査を実施し、その結果を書面により市長に提出

【土壌の汚染状態が土壌汚染に関する基準を超過した場合】

公表(第81条の2)

- ◇市条例に規定する基準を超過した場合は、市が土壌調査等の結果に関する事項について、公表

汚染土壌等の処理対策の実施(第82条)

- ◇速やかに基準を達成するため、汚染土壌等の処理対策を実施する。ただし、早期に処理対策を実施することができない場合は、応急対策を実施し、管理する。

処理対策が行われた場合には、公表を解除

記録の保管及び引継ぎ(第87条)

- ◇調査等実施者は、調査・処理対策に関する記録を作成・保管し、事業者又は土地の所有者が変更された場合は引き継ぎなければならない。

図4 条例の概要

(3) 法改正の背景と概要

法改正の背景及び概要は、次のとおりである。また、改正後の法の概要（体系）は、図5に示すとおりである。

ア 背景（現状と問題点）

(ア) 法に基づかない土壤汚染の発見の増加

法の施行から5年が経過したが、法に基づく場合以外の一般の土地取引等の際にも土壤汚染の調査・対策が広く実施され、法の対象とならない多くの事例が生じた。

(イ) 掘削除去の偏重

法は、土壤汚染の対策として摂取経路の遮断（盛土、舗装、封じ込め等）を基本としていたが、事業者等の多くは汚染土壤の搬出に伴い汚染を拡散させるおそれがあり、環境リスク観点から問題のある掘削除去を選択してきた。

(ウ) 汚染土壤の不適正な処理による汚染の拡散

搬出された汚染土壤の処理に関して、残土処分場等における不適正事例が顕在化した。

イ 概要

(ア) 土壤の汚染の状況の把握のための制度の拡充

法の対象として、次の2点を追加した。

- ① 一定規模（3,000㎡）以上の土地であり、土壤汚染のおそれがある土地の形質変更時に都道府県知事による土壤汚染の調査命令を受けた場合
- ② 自主調査において土壤汚染が判明し、土地の所有者等からの申請により（イ）の規制区域として指定した場合

また、土壤汚染に関する情報の収集、整理、保存及び提供等に関し、都道府県知事の努力義務を新設した。

(イ) 規制対象区域の分類等による講ずべき措置の内容の明確化等

汚染状況、健康被害が生ずるおそれの有無に応じて合理的な対策を促進するため、区域を次の2つに分類した。

①形質変更時要届出区域

現状では、健康被害が生ずるおそれがないため摂取経路を遮断する対策は

不要であるが、土地の形質変更時に飛散防止等の適正管理が必要な区域

②要措置区域

健康被害が生ずるおそれがあるため、摂取経路を遮断する対策や状況より掘削除去が必要な区域

(ウ) 搬出土壤の適正処理の確保

(イ) の規制対象区域外に搬出された汚染土壤の運搬、保管、処分等の処理の各段階について守るべき基準、搬出時の事前届出制及び汚染土壤の処理業の許可制度を新設した。また、搬出汚染土壤管理票を用いて適正処理を確認できる仕組みを規定した。

(エ) 指定調査機関の信頼性の向上

更新制度を導入し、指定調査機関に対し5年単位での更新を義務付けた。また、技術管理者の設置、監督義務の新設、業務規定内容の充実及び帳簿の備え付け業務の新設等を行った。

目的

土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。

制度

調査

- ・有害物質使用特定施設の使用の廃止時(第3条)
- ・一定規模(3,000㎡)以上の土地の形質変更の届出の際に、土壤汚染のおそれがあると都道府県知事が認めるとき(第4条)
- ・土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県等が認めるとき(第5条)

自主調査において土壤汚染が判明した場合において土地所有者等が都道府県知事に区域の指定を申請(第14条)

土地所有者等(所有者、管理者又は占有者)が指定調査機関に調査を行わせ、その結果を都道府県等に報告

【土壤の汚染状態が指定基準を超過した場合】

区域の指定等

①要措置区域(第6条)

土壤汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域

→汚染の除去等の措置を都道府県知事が指示(第7条)

→土地の形質変更の原則禁止(第9条)

摂取経路の遮断が行われた場合

②形質変更時要届出区域(第11条)

土壤汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域(摂取経路の遮断が行われた区域を含む。)

→土地の形質変更時に都道府県知事に計画の届出が必要(第12条)

汚染の除去が行われた場合には、指定を解除

汚染土壤の搬出等に関する規制

- ・①②の区域内の土壤の搬出の規制(事前届出、計画の変更命令、運搬基準・処理基準に違反した場合の措置命令)
- ・汚染土壤に係る管理票の交付及び保存の義務
- ・汚染土壤の処理業の許可制度

※改正土壤汚染対策法は、平成22年4月1日より施行
※下線部が改正内容

図5 改正後の法の概要

4 土壌汚染対策に係る課題について

法改正により生じた課題は次のとおりである。

(1) 条例及び法による指導の二元化

法改正により、法の対象に「3000㎡以上の形質変更を行う土地」及び「自主調査により土壌汚染が判明し、規制区域の指定の申請を行った土地」が追加され、これまで条例のみが対象であった「特定有害物質等を取り扱ったおそれがある事業所の敷地又はその跡地」が、法の対象となる場合が生じている。

また、法及び条例では、3で示したように目的など土壌汚染対策に対する基本的な考え方に差異があるため、土壌調査の手順、土壌汚染の処理対策の指導の基準が異なる。

これにより、条例及び法のいずれもの対象となる場合、同一の土地に対し、条例及び法の異なる二つの基準による対応が必要となるため、事業者には過度な負担が生じ、市全体の円滑な土壌汚染対策に支障が生じるおそれがある。

＜条例及び法の二つの基準に基づく対応例＞（重金属類の土壌調査について）

- ① 条例の対象となった場合、土壌調査（表層調査）を実施して汚染が判明した場合は健康被害の発生のおそれの有無に関係なく土壌調査（ボーリング調査）が必要となる。
- ② 一方、法では、土壌調査（表層調査）を実施して汚染が判明した場合は健康被害の発生のおそれが無いときには土壌調査（ボーリング調査）は不要となる。

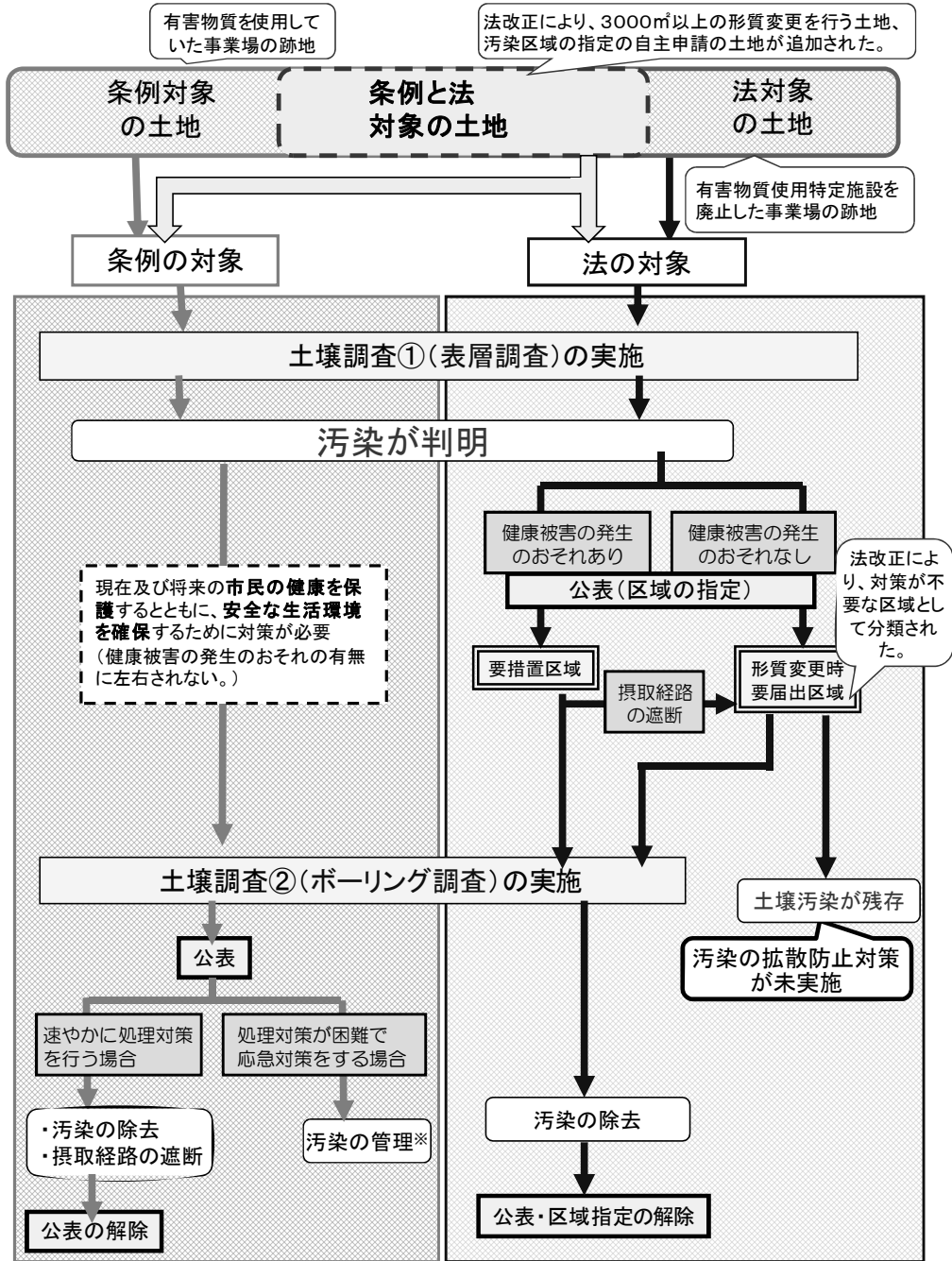
さらに、同様の土壌調査結果、土壌汚染の除去等の対策について、条例及び法によりそれぞれ報告を求める場合、事業者等に過度な負担が生じる。

(2) 汚染の拡散防止対策が未対応の土地が発生

条例対象の土地では、土壌汚染が判明しているが、早期に処理対策を実施できない場合、現在及び将来の市民の健康被害の発生の未然防止に向け、汚染の拡散を防止する対策として、汚染の管理が実施されている。

一方、法対象の土地では、今回の改正により、土壌汚染が判明しているにもかかわらず、健康被害が発生するおそれがない場合は形質変更時要届出区域に指定され、必ずしも汚染土壌を除去する必要がない土地となるため、土壌汚染が残存することとなる。こうしたことから、法対象の土地では、将来にわたる周辺の市民

の健康被害の発生のおそれが生じる可能性がある。
 条例及び改正後の法の土壤汚染対策の流れは、図6のとおりである。



※ 「汚染の管理」とは、地下水モニタリング、飛散防止対策等の周辺環境への土壤汚染の拡散の防止をいう。

図6 条例及び改正土壤汚染対策法の土壤汚染対策の流れ

(3) 増加する土壤汚染情報

これまで数多くの土壤調査結果の報告を受け、件数が累積してきたが、更に法改正に伴い法の対象となる範囲が拡大したことから、事業の廃止・売買等による土壤調査結果の報告件数が増加し、市が管理する土壤汚染に関する情報が膨大となりつつある。こうした状況に対応すべく、土壤汚染情報の管理体制を強化する必要がある。

また、法改正で法対象の範囲が拡大したことにより、土壤汚染の件数が増加し、住民不安の拡大が懸念されることから、対策に伴う周辺への公害防止への配慮が適切になされるよう制度を検討する必要がある。

(4) その他

法改正に伴い、汚染土壤の搬出規制や汚染土壤処理業の許可制度が新設された。条例において、これまでも搬出土壤について汚染状態に応じて適正に処理するよう指導を実施しているが、法と矛盾が生じることのないよう整合を図ることが必要である。

5 今後の土壤汚染対策に係る基本的考え方について

(1) 法と条例の適用関係の整理（指導の二元化の解消）

法及び条例のいずれもの対象となる土地が発生することから、法及び条例の異なる基準に基づく指導の二元化による混乱、二重の手續による事業者の過剰な負担を解消するため、例えば、法対象となった場合は条例に基づく調査の実施及び報告を不要とすることにより、法及び条例の整合を図り、重複のない制度とするべきである。

(2) 土壤汚染の管理による汚染の拡散防止

現状では健康被害の発生のおそれがない法の形質変更時要届出区域においても、将来にわたる市民の健康被害の発生を未然に防止するため、地下水のモニタリングによる汚染状況の監視や、舗装等による汚染土壌の周囲への飛散防止対策等、条例と同様に土壤汚染の周辺環境への拡散の防止に向けた対策を求め、将来は、土壤汚染に関する基準の達成を目指すべきである。

なお、地下水のモニタリングによる汚染状況の監視については、周辺の地下水の利用状況等を勘案し、市内一律のモニタリング方法ではなく、実情にあわせた管理方法（監視手法の分類）を検討する必要がある。分類の方法としては、例えば、将来に周辺で地下水が飲用利用される可能性がある地域においては、汚染土壌の除去が行われるまで地下水モニタリングを実施する一方で、地下水が塩水化して飲用に適さない臨海部については、通常より地下水のモニタリングの回数を減ずるなどが考えられる。

(3) 土壤汚染情報の適正管理、周辺環境への配慮の充実

増加し続ける土壤汚染情報の適正な管理、情報提供を実施するため、GIS（地図情報システム）などを活用した取組を検討すべきである。また、処理対策等を行う場合における周辺への公害防止の配慮については、土壤汚染が確認された場合の実情を勘案し、これまで以上に効果が期待できる制度にすることが必要である。

(4) 搬出土壤の適正処理の充実化

条例対象の汚染土壌の搬出、処理に関し、法改正で新たに導入された考え方な

どを参考としつつ、これまで取り組んできた施策内容を見直すことにより、これまで以上に汚染土壌等の適正処理を充実させていくことが必要である。

6 まとめ

川崎市は、全国に先駆け土壌汚染対策を制度化し、これまで全国の自治体の中でも特に数多くの調査や対策に係る指導を実施してきた。そして、現在及び将来にわたり市民にとっての安全な生活環境を確保すべく、土壌汚染に関する環境基準の達成を第一の目標に掲げることで、汚染が判明した土地に対して適切な処理対策が講じられるよう指導・助言をしてきたことにより、一定の成果をあげてきた。

一方、今回、法改正に伴う課題が生じたことから制度全体について見直しを行ったところ、現在及び将来の市民の健康の保護に向け、土壌汚染の管理による汚染拡散の防止等、市が重点的に取り組むべき方向性が確認された。

今後、市はこれらの方向性を踏まえつつ、これまでの経験を最大限に生かし、国や周辺自治体の動向を注視しながら、対策に係る調査を充実し、適宜、対象物質の追加、基準及び対策手法の見直し等の対応を図ることにより、一層充実した土壌汚染対策を推進していくことを切に願うものである。

附 属 資 料

- 1 川崎市環境審議会・公害対策部会の審議概要
- 2 川崎市環境審議会 委員名簿
- 3 川崎市環境審議会 公害対策部会 委員名簿
- 4 諮問文

川崎市環境審議会・公害対策部会の審議概要

(今後の土壤汚染対策のあり方について)

年 月 日	内 容
第2回環境審議会 平成22年6月28日	諮問：今後の土壤汚染対策のあり方について
環境審議会 第2回公害対策部会 平成22年7月29日	議事：今後の土壤汚染対策のあり方について <ul style="list-style-type: none"> ・ 公害対策部会の日程について ・ 改正土壤汚染対策法の概要 ・ 法改正により生じた課題 等
環境審議会 第3回公害対策部会 平成22年8月26日	議事：今後の土壤汚染対策について <ul style="list-style-type: none"> ・ 課題と解決の方向性 ・ 制度改正の方向性 ・ 今後の土壤汚染対策のあり方について(報告)骨子案 等
環境審議会 第4回公害対策部会 平成22年9月29日	議事：今後の土壤汚染対策のあり方について <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の土壤汚染対策のあり方について(報告案)
第3回環境審議会 平成22年10月27日	答申：今後の土壤汚染対策のあり方について

第4期 川崎市環境審議会委員名簿

(50音順、敬称略)

番号	氏名	所属等	専門分野等	備考
1	畔津 昭彦	東海大学工学部機械工学科教授	内燃機関、燃焼工学	
2	飯田 和子	川崎・ごみを考える市民連絡会代表	市民代表	
3	石井 誠一郎	川崎市医師会理事	市民代表	
4	石川 幹子	東京大学大学院工学系研究科教授	環境デザイン	
5	伊藤 治	市民公募（緑・公園分野）	市民代表	
6	宇都宮 深志	東海大学名誉教授	行政学・環境行政	
7	大迫 政浩	(独) 国立環境研究所循環技術システム研究室室長	環境工学	
8	岡野 誠志	市民公募（公害分野）	市民代表	
9	落合 由紀子	東海大学教養学部准教授	経済政策、環境経済学	
10	加藤 邦彦	市民公募（廃棄物分野）	市民代表	
11	神戸 治夫	川崎公害病患者と家族の会顧問	市民代表	
12	窪田 亜矢	東京大学大学院工学系研究科准教授	都市デザイン	
13	桑原 勇進	上智大学法学部教授	環境法、行政法	
14	小西 淑人	(株)エフアンドエーテクノロジー研究所代表取締役	作業環境管理学	
15	坂本 和彦	埼玉大学大学院理工学研究科教授	環境科学、エアロゾル化学	
16	柴原 裕	セレサ川崎農業協同組合 代表理事副組合長	市民代表	
17	澁谷 哲夫	市民公募（廃棄物分野）	市民代表	
18	島岡 功	市民公募（緑・公園分野）	市民代表	
19	進士 五十八	東京農業大学名誉教授	環境学、造園学	会長
20	杉田 進	川崎市全町内会連合会 常任理事	市民代表	
21	杉山 涼子	富士常葉大学社会環境学部教授	社会工学	
22	鈴木 誠	東京農業大学地域環境科学部教授	造園学	
23	高野 正美	川崎商工会議所議員	市民代表	
24	中杉 修身	元上智大学大学院地球環境学研究科教授	環境工学	臨時委員
25	中山 育美	市民公募（公害分野）	市民代表	
26	原田 三知夫	川崎地域連合副議長	市民代表	
27	藤井 修二	東京工業大学大学院教授	建築環境工学	副会長
28	藤田 由紀子	専修大学法学部准教授	行政学、公共政策	
29	藤吉 秀昭	(財)日本環境衛生センター 常務理事	廃棄物処理工学	
30	南 佳典	玉川大学農学部教授	群集生態学、環境動態学	
31	吉門 洋	埼玉大学大学院理工学研究科教授	大気汚染気象学	

※任期：平成22年3月1日から平成24年2月29日まで

川崎市環境審議会公害対策部会委員名簿

(H22年10月27日現在、50音順)

番号	氏名	所属等	専門分野等	備考
1	畔津 昭彦	東海大学工学部教授	内燃機関、燃焼工学	
2	石井 誠一郎	川崎市医師会理事	市民代表	
3	岡野 誠志	市民公募（公害分野）	市民代表	
4	神戸 治夫	川崎公害病患者と家族の会顧問	市民代表	
5	小西 淑人	㈱エフアント「エーテック」研究所 代表取締役	作業環境管理学	
6	坂本 和彦	埼玉大学大学院理工学研究科教授	環境科学、エアロゾル化学	
7	高野 正美	川崎商工会議所議員	市民代表	
8	中杉 修身	元上智大学大学院地球環境学研究科教授	環境工学	臨時委員
9	中山 育美	市民公募（公害分野）	市民代表	
10	藤井 修二	東京工業大学大学院教授	建築環境工学	部会長
11	藤田 由紀子	専修大学法学部准教授	行政学、公共政策	
12	吉門 洋	埼玉大学大学院理工学研究科教授	大気汚染気象学	副部会長

(敬称 略)

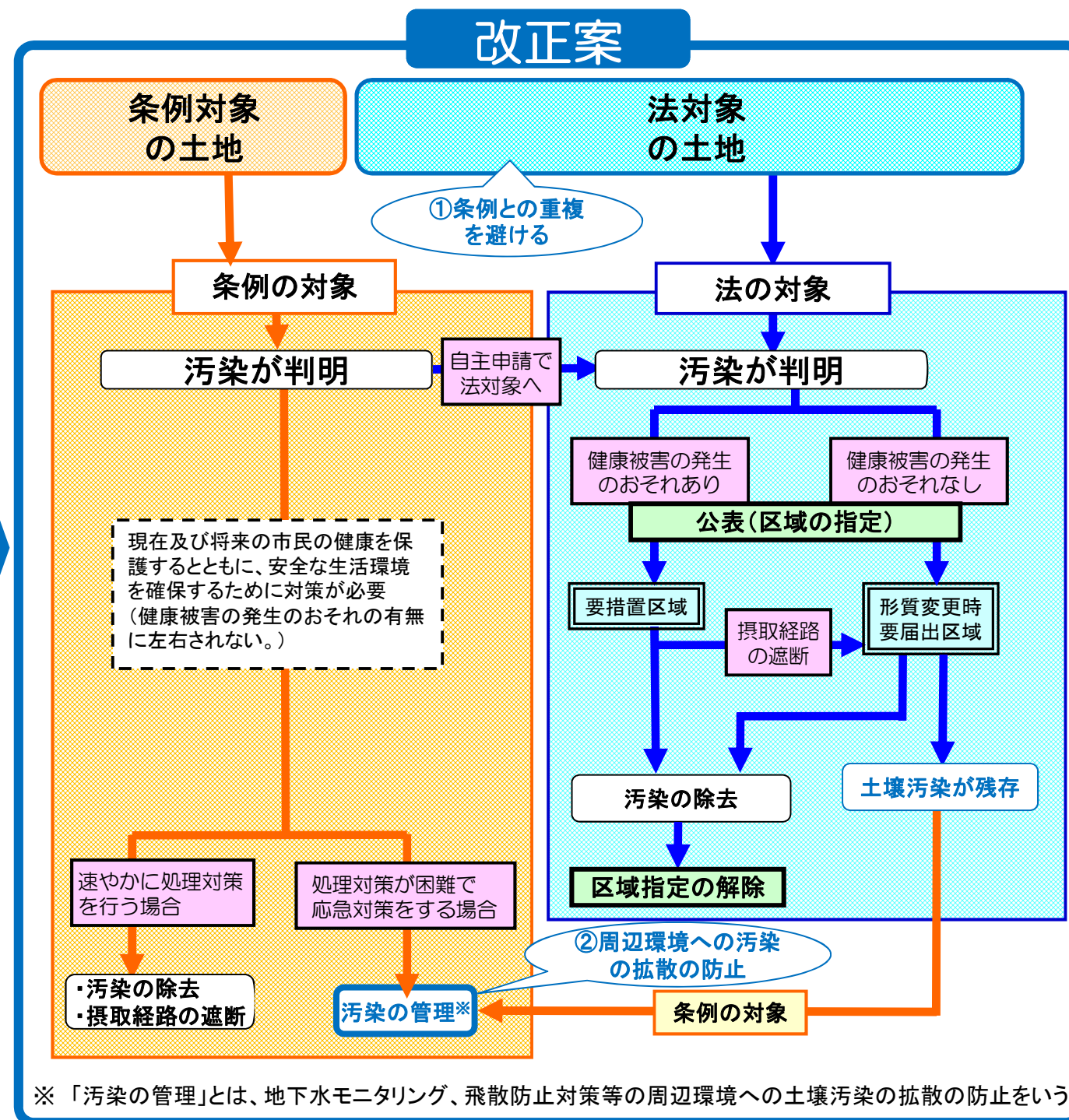
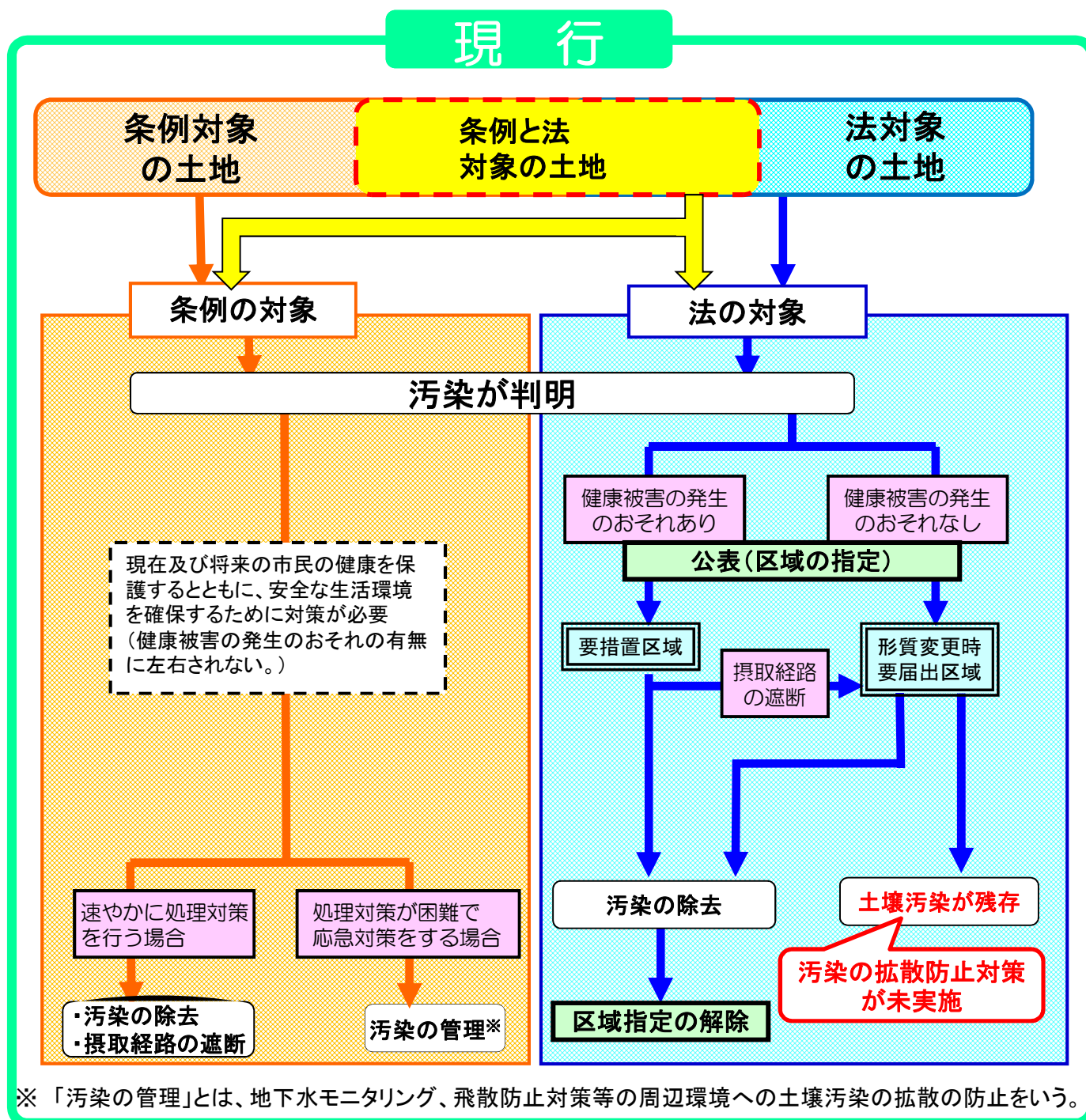
7 資料

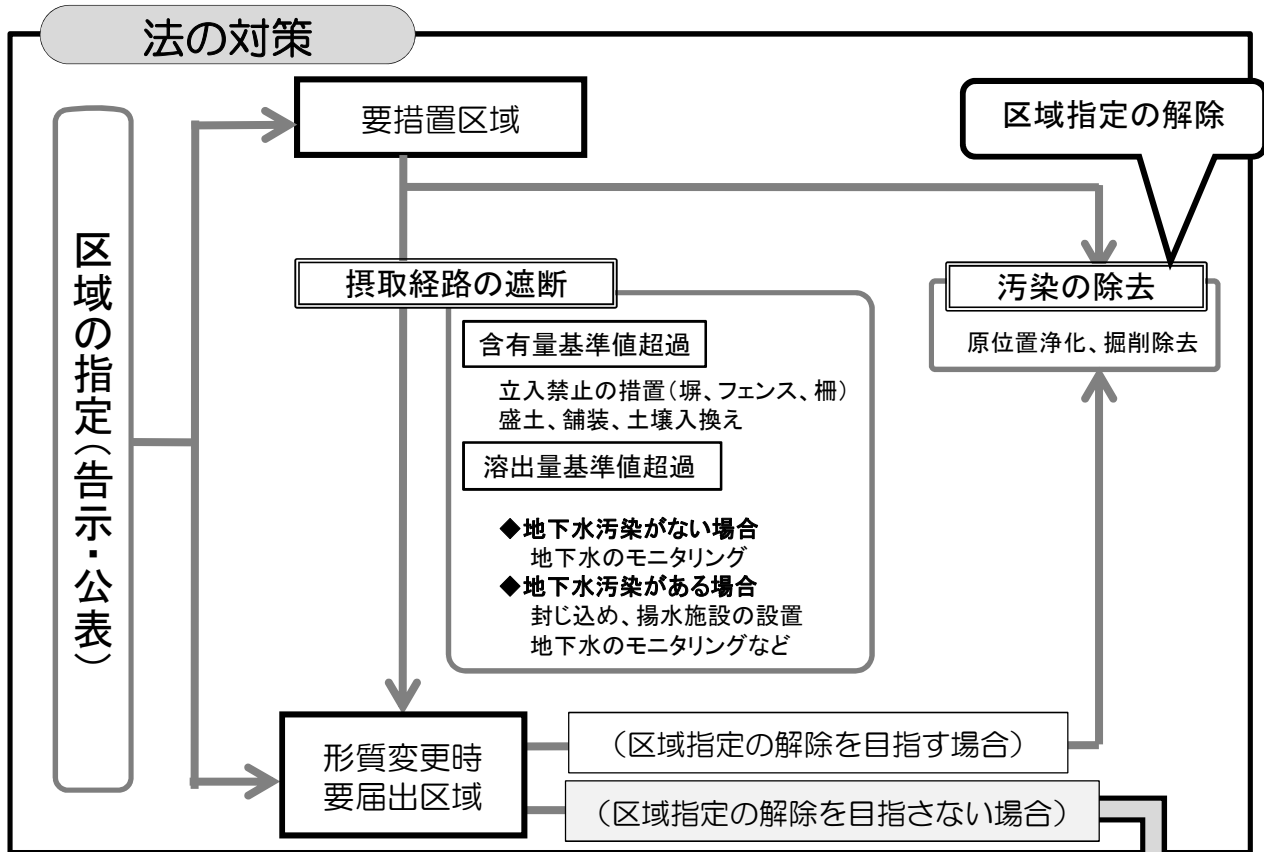
資料1 制度改正の方向性

資料2 汚染の管理について

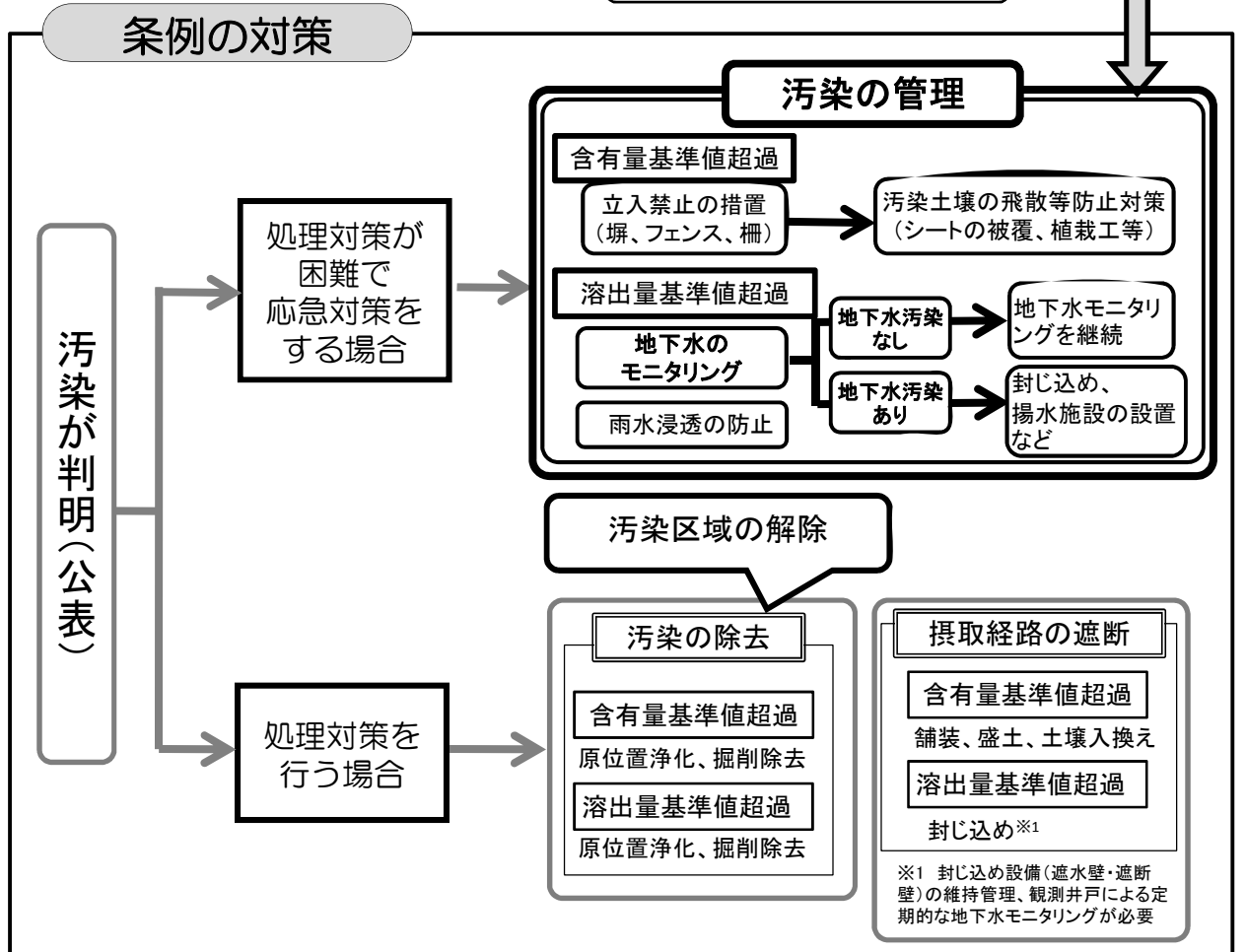
制度改革の方向性

- ①法が適用された場合は、条例に基づく調査及び報告を不要とし、指導の二元化を解消
- ②形質変更時要届出区域に指定され、土壤汚染が残存する場合には、地下水のモニタリングによる汚染状況の監視等、土壤汚染の周辺環境への拡散の防止に向けた汚染の管理を行い、将来にわたる市民の健康を保護





制度改正により新規に追加



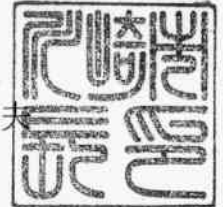


22川環対第 495 号

平成 22 年 6 月 28 日

川崎市環境審議会
会長 進士五十八 様

川崎市長 阿部 孝 夫



今後の土壌汚染対策のあり方について（諮問）

川崎市環境基本条例（平成 3 年川崎市条例第 28 号）第 13 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、標記の件について、貴審議会の御意見を伺います。

（諮問の趣旨）

本市における土壌汚染対策は、国に先がけ、平成 5 年 7 月から川崎市土壌汚染対策指導要綱により指導を開始し、平成 12 年 12 月から川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成 11 年川崎市条例第 50 号。以下「条例」という。）により対応を図ってきたところです。また、平成 15 年 2 月に土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）が施行されてからは、法対象については法の適用により、土壌汚染対策を行っているところです。

しかしながら、平成 22 年 4 月に改正法が施行されたことに伴い、法の対象となる土地の区分が拡大したことにより、条例と法の両方の対象となる土地が発生するとともに、条例と法では対策等が異なるなど、指導等の二元化が生じています。

つきましては、条例と法の適用の整合を図るとともに、市民の良好な生活環境の確保を図る観点から、本市における今後の土壌汚染対策のあり方について、専門的かつ幅広い見地からの御意見を伺うため、貴審議会に諮問するものです。

（環境局環境対策部環境対策課・企画指導課）

電話番号 044-200-2519、2505